

ディスプレイの取扱いに関する要領

平成27年4月

川崎市

ディスポーザの取扱いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市下水道条例施行規程（平成22年水道局規程第59号）第13条に基づく、厨芥を粉砕して下水に排除する設備（以下「ディスポーザ」という。）の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザと、破砕された生ごみを排水・処理し汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるディスポーザ排水処理システムのことをいう。
- (2) 生物処理タイプ 一般家庭又は事業場施設から発生するディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生物により処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ 一般家庭又は事業場施設から発生するディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。
- (4) 利用者 システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負う者であり、戸建住宅の所有者若しくは貸借人、賃貸集合住宅の所有者又は分譲集合住宅の所有者若しくは管理組合等の代表者をいう。

(設置の基準)

第3条 設置できるディスポーザは、次の各号に定めるものでなければならない。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「性能基準（案）」という。）（平成25年3月）」に基づき同協会の規格適合評価及び製品認証を受けたものの。
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの、公益社団法人日本下水道協会の定める「性能基準（案）（平成13年3月）」又は「性能基準（案）（平成16年3月）」に基づく評価機関による適合評価を受けたもののうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置を認めたもので、平成28年3月31日までにディスポーザ排水処理システムに係る届出がなされるもの。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が設置について適当であると判断したものの。

（排水設備としての適用）

第4条 前条のシステムは、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条に適合する排水設備とする。また、排水設備の固着等については、川崎市下水道条例（昭和36年条例第18号）第4条及び川崎市下水道条例施行規程第3条の各号に適合するものとする。

（提出書類）

第5条 第3条の規定によるシステムを設置しようとする者は、排水設備等の計画確認申請を行う際に、川崎市下水道条例施行規程第6条第1項に定める添付図書に加え、資料-1に掲げる図書（第1～3号様式を含む）を提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする

。

(維持管理に関する指導)

第6条 利用者はシステムの維持管理にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者は、システムの維持管理にあたり、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、保守点検を実施すること。

(2) 利用者は、システムの維持管理状況を明らかにするため、前条に規定する保守点検及び点検(措置)内容を明記した保守点検記録簿を備えること。なお、利用者は管理者が必要と認めた場合はこれらの書類を提出しなければならない。

(3) 利用者はシステムの取扱いに基づき、適正な維持管理の実施又は改善等の指導に従うこと。

(4) 利用者は生物処理タイプのシステムから発生する汚泥の引き抜き・運搬・処理・処分及び関連設備の設置等については、環境局と協議すること。

(システム製造販売会社に対する指導)

第7条 管理者は、システムの製造及び販売会社に対し、次の事項について指導を行うことができる。

(1) システムの販売にあたり、利用者に対し、システムは専門の維持管理業者との業務委託契約による維持管理が必要である旨を説明し理解を得ること。

(2) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(補足)

第8条 ディスポーザの設置及び維持管理について、本要領に定めのないこと

は、「性能基準（案）（平成25年3月）」の趣旨にのっとり、実施しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

資料－1

排水設備計画確認申請書添付図書一覧

1 規格適合評価書（写し）及び製品認証書（写し）

公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の規格適合評価及び製品認証を受けたことを示す文書をいう。ただし、第3条第2項第1項第2号に該当するときは、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき配管設備として認定したシステムであることの証書又は「性能基準（案）（平成13年3月）」及び「性能基準（案）（平成16年3月）」の適合評価書（写し）。

2 計画仕様書（写し）

ディスポーザの構造及び性能を示す図書類並びにそれらの規模を算定した設計諸元を示す資料

（1）装置の概要

ア システムのフロー

イ 設計概要

（ア）各単位装置の概要

（イ）処理槽の流入水質（生物処理タイプの場合）

（ウ）処理水の目標水質（生物処理タイプの場合）

（2）排水処理槽容量計算書（生物処理タイプの場合）

ア 設計条件

（ア）処理対象人員の算定

（イ）計画流入水量の算定

イ 容量計算結果（必要容量及び設計容量）

（3）構造図

平面図及び断面図（各槽の名称及び寸法を明記）

3 設計図面

システムに関する給排水設備図（給排水配管系統を建築平面図及び断面図に示したもので、排水系統については、次の表のとおり色分けして明記する。）

系統	色
合流	緑
汚水	橙
雨水	青
ディスポーザ	赤

4 維持管理業務委託契約書（写し）（作成要領－1参照のこと。）

ただし、届出の際に維持管理契約を締結していない時は維持管理業務委託契約等確約書（第1号様式）を提出する。

5 維持管理計画書

システムの保守点検及び処理水水質検査等の維持管理に係わる計画書並びに点検、清掃及び検査結果を記録する様式（作成要領－2参照）

- （1）維持管理体制（連絡先を明記したフロー等）
- （2）保守点検項目及び頻度
- （3）水質点検項目及び頻度
- （4）点検、清掃及び検査結果の記録簿様式

6 利用者承継確約書

利用者がシステムを有する建築物の譲渡を行う場合に、譲渡を受ける者に対し、当該システムの適正な維持管理などを行う地位を承継することを管理者に確約するもの（第2号様式参照）

7 その他管理者が必要と認める図書

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所
氏名
(電話)

維持管理業務委託契約等確約書

建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約について、次のとおり確約いたします。

- 1 建築物の概要 (名称、住所、戸数、階数等)
- 2 設置するシステム

	ディスポーザ部	排水処理部
名称 (規格適合評価を受けた製品等の名称)		
評価番号		
規格適合取得者名		

※機械処理タイプの場合、ディスポーザ部のみ記入のこと。

- 3 維持管理業務委託契約等について

当該システムの利用者が確定し次第、利用者と 社 (維持管理業者名) との間で、すみやかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

- (1) 維持管理業務委託契約書 (写)
- (2) 利用者届出書 (第3号様式)

第2号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所
氏名
(電話)

利用者承継確約書

建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの利用者承継について、次のとおり確約いたします。

- 1 建築物の概要 (名称、住所、戸数、階数等)
- 2 設置するシステム

	ディスポーザ部	排水処理部
名称 (規格適合評価を受けた製品等の名称)		
評価番号		
規格適合取得者名		

※機械処理タイプの場合、ディスポーザ部のみ記入のこと。

- 3 利用者承継について

将来、利用者に変更が生じた場合、新たな利用者に対して、維持管理業務委託契約書に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継します。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

利用者 住所
(申請者と利用者が異なる場合) 氏名
(電話)

利用者届出書

建築物に設置するディスポーザ排水処理システムを利用することについて、次のとおり確約いたします。

1 建築物の概要 (名称、住所、戸数、階数等)

2 設置するシステム

	ディスポーザ部	排水処理部
名称 (規格適合評価を受けた製品等の名称)		
評価番号		
規格適合取得者名		

※機械処理タイプの場合、ディスポーザ部のみ記入のこと。

3 利用者承継について

将来、利用者に変更が生じた場合、新たな利用者に対して、維持管理業務委託契約書に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継します。

(記載内容例)

維持管理契約書

- 1 契約年月日
- 2 設置年月日
- 3 契約者名
 - (1) 施主 (甲)
 - ア 住所
 - イ 氏名
 - (2) 維持管理契約会社 (乙)
 - (3) 維持管理実施会社 (丙)
(乙が維持管理の全部又は一部を丙に委託して実施する場合)
- 4 「乙 (丙) は維持管理契約に基づき、契約要項及び約定のとおり維持管理を行う。」旨の記載
- 5 契約要項
 - (1) 対象機器
 - (2) 設置場所
 - ア 住所
 - イ 利用者
 - ウ 連絡先
 - (3) 維持管理業務内容
 - ア 契約内業務
 - (ア) 点検
 - (イ) 整備
 - (ウ) 清掃
 - (エ) 汚泥引抜 (生物処理タイプの場合)
 - (オ) その他
 - イ 契約外業務
 - (ア) 故障修理
 - (イ) 消耗品交換
 - (ウ) その他
 - (4) 維持管理頻度
 - ア 点検 回／月
 - イ 清掃 回／年
 - ウ 水質管理 回／年 (生物処理タイプの場合)
 - (5) 契約期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
 - (6) 契約料金 円／年
 - (7) 支払条件
 - ア 支払期日
 - イ 条件

6 約定

- (1) 契約の目的及び維持管理の定義
- (2) 契約に含まれない維持管理業務内容
- (3) 汚泥の処理及び処分について（生物処理タイプの場合）
- (4) 遵守事項
- (5) 作業の実施及び回数
- (6) 料金の支払い及び電源等の提供
- (7) 義務及び責任
- (8) 契約の解除、更新及び第三者への譲渡
- (9) 有効期間及び協議事項
- (10) その他

必要に応じて追加・削除すること。

(記載内容例)

維持管理計画書

1 維持管理体制

利用者（管理責任者）	管理責任
住所 氏名 連絡先	維持管理条件の遵守 維持管理責任

↑売買契約等↓

システムメーカー	管理責任
住所 名称 担当者及び連絡先	設計性能保証責任 維持管理性能保証責任

↑維持管理契約等↓

維持管理業者	管理責任
住所 名称 担当者及び連絡先	維持管理作業履行責任 性能確保責任 点検・確認・通報責任

2 保守点検項目

(生物処理タイプの場合)

ア	処理水質	BOD：	mg／l 未満		
		SS：	mg／l 未満		
		N-ヘキサン：	mg／l 以下		
		ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部	
イ 維 持 管 理 の 内 容	点検頻度	回／年	回／年	回／年	
	保守点検 内容※				
	点検項目				

※保守点検内容については、次の項目について記載すること。

(1) ディスポーザ部

- ・機器の点検整備

- (2) 排水配管部
 - ・配管内の点検
 - ・配管内の清掃
- (3) 排水処理部
 - ・定期点検
 - ・水質検査
 - ・汚泥清掃

ウ 汚泥の処理方法

(機械処理タイプの場合)

		デスポーザ部	固液分離装置部	乾燥装置部
ア 維 持 管 理 の 内 容	点検頻度	回/年	回/年	回/年
	保守点検 内容※			
	点検項目			

※保守点検内容については、次の項目について記載すること。

- (1) デスポーザ部
 - ・機器の点検整備

3 保守点検記録簿

- (1) 使用開始直前保守点検記録表 別紙一 のとおり
- (2) 保守点検記録表 別紙一 のとおり